

# 一般財団法人国際都市おおた協会国際交流ボランティアに関する要綱

(令和3年3月3日要綱第7号)

(改正 令和7年3月28日)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人国際都市おおた協会（以下「協会」という。）が多文化共生、国際交流等に関する事業を行うにあたり、大田区民等の能力及び知見を活かし、多文化共生の実現に寄与することを目的とした一般財団法人国際都市おおた協会国際交流ボランティア（以下「国際交流ボランティア」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

## (活動の対象事業)

第2条 ボランティア活動（以下「活動」という。）は、協会が実施する事業において行う。

## (活動内容)

第3条 国際交流ボランティアの活動内容は、次に掲げる各号に定めるものとする。なお、通訳・翻訳ボランティアの活動内容は、「国際交流ボランティアによる『ボランティア通訳・翻訳サービス』募集要項」により、別に定める。

### (1) 一般ボランティア

事業の運営及び広報の補助を行う。

### (2) 企画・運営ボランティア

事業の企画及び立案を行う。

### (3) 通訳・翻訳ボランティア

日本語から外国語及び外国語から日本語への通訳又は翻訳を行う。

### (4) 語学・学習支援ボランティア

ア 日本語等学習事業における学習支援

イ やさしい日本語等による会話を通した交流

ウ 外国につながりのあるこどもの学習支援

### (5) 国際協力・国際理解促進ボランティア

講師又はアシスタント等として外国又は日本の文化及び生活経験を紹介する。

### (6) ホームステイ・ホームビジットボランティア

ホストファミリーとしてゲストを自宅に受け入れ、交流を行う。

## (登録要件)

第4条 国際交流ボランティアに登録する者は、次に掲げる各号のすべてに該当する者とする。

(1) 大田区内に在住、在勤又は在学する者で、15歳になった日以降最初の4月1日を経過した者。ただし、理事長が認める場合は、この限りではない。

(2) 営利活動、宗教的活動又は政治的活動を目的としない者。

2 前項に加え、前条第1項各号の活動内容に応じ、次に掲げる各号に該当することを登録の要件とする。

- (1) 前条第1項第3号に係る登録の要件は、「国際交流ボランティアによる『ボランティア通訳・翻訳サービス』募集要項」により、別に定める。
- (2) 前条第1項第4号の活動を行うことができる者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。
- ア 日本語教師又は外国語教師として日本語又は外国語の指導経験を有する者
  - イ 大田区又は協会が実施する関連分野の入門講座等を修了した者
  - ウ 日本語教師に関する資格を有する者
  - エ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
  - オ 他区市町村において関連分野の入門講座等を修了した者
  - カ その他理事長が認める者
- (3) 前条第1項第5号の活動を行うことができる者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。
- ア 外国での生活経験を有する者
  - イ 協会が実施する国際理解に関する講座を修了した者
- (4) 前条第1項第6号の活動を行うことができる者は、自宅にゲストの受入れが可能である者とする。

(登録の申請及び通知)

第5条 国際交流ボランティアに登録しようとする者は、一般財団法人国際都市おおた協会国際交流ボランティア登録申請書（別記第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めたとき、一般財団法人国際都市おおた協会国際交流ボランティア登録完了のお知らせ（別記第2号様式）により、登録が完了した旨を通知するものとする。

(登録の変更)

第6条 国際交流ボランティアの登録を完了した者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更があった場合は、速やかに理事長にその旨を申し出なければならない。

(登録期間)

第7条 登録者の登録期間は4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、4月2日以降に登録が完了した場合の登録期間は、登録日から当該年度の3月31日までとする。

(登録の更新)

第8条 登録者は、協会が定めた期間内に一般財団法人国際都市おおた協会国際交流ボランティア登録更新意向確認書（別記第3号様式）を理事長に提出し、登録更新の意向を表明しなければならない。

2 期間内に更新の意向が確認できない場合は、登録を更新しないものとみなす。

3 理事長は、前項の規定に基づく申請があったときは、内容を審査し、適当と認めた場合、更新が完了した旨を通知するものとする。

(登録の取消)

第9条 理事長は、登録者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から登録取消の申し出があったとき
- (2) 登録者に連絡が取れない等、所在不明となったとき
- (3) 申請内容に虚偽があったとき
- (4) ボランティアとして不適切と認められる事由が発生したとき
- (5) 登録者が死亡したとき

(謝礼)

第10条 登録者の活動に対する謝礼については、別表のとおりとし、これにより難い場合は、事務局長が決定する。なお、通訳・翻訳ボランティアの謝礼は、「国際交流ボランティアによる『ボランティア通訳・翻訳サービス』募集要項」により、別に定める。

(経費の負担等)

第11条 第11条 活動にかかる経費（交通費及び飲食費を除く。）は、活動内容に応じて、協会が必要な範囲で負担する。

(登録者への情報提供)

第12条 協会は、登録者に活動の依頼及び事業の周知のほか、次に掲げる各号に該当する団体等（以下「外部団体等」という。）の国際交流、多文化共生及び外国人支援に係る活動の情報を提供することができる。

- (1) 大田区及び大田区外郭団体等に関する基本方針に定める外郭団体等
  - (2) おおた国際交流センター条例（令和3年条例第35号）第4条に定める団体
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める場合
- 2 活動の周知を希望する外部団体等は、一般財団法人国際都市おおた協会国際交流ボランティアに対する周知依頼書（別記第4号様式）を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定に基づく依頼があった場合は、内容を審査し、結果を通知するものとする。ただし、次の各号に該当するものは許可しない。
- (1) 営利を目的とするもの
  - (2) 政治、宗教活動に関するもの
  - (3) 特定の個人又は団体を利する目的をもって選挙又は宣伝のためにするものと認められるもの
  - (4) 公序良俗に反するおそれがあるもの
  - (5) その他理事長が不適当と認めるもの

(個人情報の取扱い)

第13条 協会は、登録者の個人情報について、一般財団法人国際都市おおた協会個人情報保護規程に基づき適正に取り扱うものとする。

(秘密の保持)

第14条 登録者は、その活動上知り得た情報を他に漏らしてはならない。登録期間終了後も

また、同様とする。

(免責等)

第15条 登録者は、活動の際、事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分配慮しなければならない。

- 2 登録者は、活動に当たり任意で保険に加入し、その費用は登録者自身が負担する。
- 3 登録者が活動により被った損害及び賠償責任に関する補償の範囲は、各自が任意で加入する保険から支払われる金額を限度とし、協会は賠償の責を負わない。
- 4 登録者の活動不履行等により関係者又は依頼者が被った損害については、協会は賠償の責を負わない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、事務局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(関係要項の廃止)

- 2 一般財団法人国際都市おおた協会国際交流ボランティア募集要項は、この要綱の施行の日から廃止する。

(準備行為)

- 3 この要綱の施行にあたり、必要な準備行為は、この要綱施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

活動の種類		単位	謝礼内容 <sup>1)</sup>
事業協力	イベント、講座等の当日協力	1日	1,000円分のクオカード
		3時間程度	500円分のクオカード
事業協力等のための会議出席 <sup>2)</sup>		1回	500円分のクオカード
講座補助	講師のアシスタント又は複数人で講座を担当	1回	1,000円及び交通費
講座講師	1講座2時間、資料準備等を含む <sup>3)</sup>	1回	3,000円 <sup>4)</sup> <sup>5)</sup> 及び交通費

<sup>1)</sup> 上記は目安とし、実際の活動時間や内容を考慮して事業ごとに決定する。

<sup>2)</sup> ただし、事業協力のための事前説明会を除く。また、実行委員等に対する謝礼は事業ごとに決定する。

<sup>3)</sup> 打合せの謝礼は、事業協力等のための会議出席に準ずる。

4) 1時間以内の場合は、1,500円とする（時間に応じて変動）。

5) 講座講師への謝礼は、源泉所得税を控除する。